

平成27年6月15日（月曜日）

南三陸町東日本大震災対策特別委員会会議録

東日本大震災対策特別委員会会議録

平成27年6月15日（月曜日）

出席議員（1名）

議長 星 喜美男君

出席委員（15名）

委員長	山内孝樹君	
副委員長	高橋兼次君	
委員	後藤伸太郎君	佐藤正明君
	及川幸子君	小野寺久幸君
	村岡賢一君	今野雄紀君
	佐藤宜明君	阿部建君
	山内昇一君	菅原辰雄君
	西條栄福君	後藤清喜君
	三浦清人君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	最知明広君
総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
企画課長補佐	千葉啓君

事務局職員出席者

事務局長 佐藤孝志

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

佐藤辰重

午後2時05分 開会

○委員長（山内孝樹君） ただいまより東日本大震災対策特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

傍聴の申し出があり、これを許可しております。

一言ご挨拶申し上げます。あすから定例会でございますが、大変お忙しい中、委員の皆様にはご出席ありがとうございました。2時の開催予定が若干過ぎましたことをおわび申し上げます。

本日の会議は東日本大震災対策特別委員会に付託されました、請願3の1、防災対策庁舎の宮城県への委譲を求める請願書を審査するため開催するものであります。

本特別委員会の進め方は、まず初めに請願3の1に対する紹介議員の説明を4名から頂き、その後、質疑に入ります。質疑終了後、一旦会議を休憩し、参考人に会議室に入っていただきます。その後、会議を再開し、参考人から請願3の1に対する説明をいただき、質疑終了後、退席をいただることになります。

このように取り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内孝樹君） ご異議なしと認めます。よって、そのように進めさせていただきます。

それでは、早速審査事項に入ります。

請願3の1、防災対策庁舎の宮城県への委譲を求める請願書についてを議題といたします。

初めに、請願3の1、防災対策庁舎の宮城県への。（「委員長」の声あり）マイクを使ってください。

○阿部 建委員 本請願書の受理番号が請願3の1となっております。請願は法では暦年ごとに番号を、例えば請願第何号と打つことに法でなっています。3の1という意味がどこから出たのか。私が先日事務局長に余りここで言いたくないから、発言が得意でないから言いたくないんですけども、局長の答えも3月になって1つ目だ、3月になって1つ目の請願であるがために3の1なんだと、こういうことを局長が私に話しました。私はそれには納得いきません。請願はあくまでも、年度が始まって、ただしこれが継続審査になっているものだから、継続審査はできますからね、年度を越えても。それはできるんですけども、受理番号は受け付けた日に受理番号は、イの一番にする必要があるんです。それは、見たら1月の26日に受け付けし

ております。恐らくその日に議長がこの請願書には不備がないんだという判断のもとに受理したろうということになりますよ。そういうことになりますと、私は3月の1つ目というのは何を言っているのか。それでは受理しない前に受け付けたのか、その辺の成り行きと説明を、皆さんも不思議だと思っていると思いますよ。私はあらゆるところからいろいろなことを聞いて言っているんですから。その説明を願いたい。

○委員長（山内孝樹君） 議場にて暫時休憩いたします。

午後2時10分 休憩

午後2時32分 開議

○委員長（山内孝樹君） 再開します。

もとい。請願3の1、防災対策庁舎の宮城県への委譲を求める請願書についてを議題といたします。

初めに、請願3の1、防災対策庁舎の宮城県への委譲を求める請願書に対する紹介議員としての説明を求めます。

紹介する説明議員の順番は、請願3の1に記載の1番上の議員から順次ご説明をいただくことにしたいと思います。この順番でご説明いただくことにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山内孝樹君） ご異議なしと認めます。それでは、そのように進めてまいります。

それでは、請願3の1の説明する順番は後藤伸太郎委員、小野寺久幸委員、佐藤正明委員、村岡賢一委員の順とします。

4名の紹介議員は、請願3の1に対する請願の趣旨、理由などに関する説明をお願いします。

初めに、後藤伸太郎委員お願いします。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 おはようございます。申し上げたいことはいろいろあるんですけども、まずはこの請願は、1月末に提出させていただいて、紹介議員としてずっとその動向を注視してまいりました。初めてこの場で請願の願意、もしくは提出理由についてこの場で申し上げる機会を得ましたことにまず感謝申し上げたいと思います。

長かったなというのが個人的な思いです。

請願の趣旨と提出理由、これについては請願書をお読みいただくのが一番かと思っております。読んでいただければわかる内容になっているのではないかと思うんですけども、請願の

趣旨、一番大事なところとしては、防災対策庁舎を今後どうしていくのかという議論を交わす時間をつくるために宮城県へ委譲を求めるというのが一番大きな願意であります。

この願意に絞ってお話をさせていただく場合に 2 点疑問として浮かんでくることがあるのかなと思いますので、それを先にご説明させていただきたいと思います。その後も私説明させていただきますが、足りない部分はほかの紹介議員の皆さんに補足していただきたいと思います。

まず、なぜ議論が十分でないと考えるのかという質問があるんだろうと思います。もう一点は、なぜ議論をする時間を作ることに県への委譲が必要なのかという 2 点だろうと思います。

まず、1 点目の議論が十分でないと考えるのかということについてご説明させていただきたいと思います。

まず、1 点は南三陸町民に広く防災対策庁舎についての今後の動向を広く意見を求めるという機会は今までなかったと思います。また、そのことを責めたいわけではなくて、それができるような町民感情ではなかったのではないかというのが請願書の中にも書いてありますが、思うことあります。さらには、意見は非常に分かれています、例えば数であるとか、例えば意見の内容であるとかいうことは非常に拮抗していたことがあるんだろうと思うんです。先ほどほかの委員の方から議事進行の中で、特別委員会で全会一致だったというような発言があったように記憶していますが、そうではなくて、本会議では全会一致で、特別委員会の中では解体を望むという陳情が私の記憶では 7 対 6。解体を保留して十分な審議を尽くすべき、慎重に審議すべきという陳情は 6 対 7 で否決ということがあったと記憶しております。これは議会広報にも載っていますけれども。さらには、震災以後、防災対策庁舎をとりまく環境、状況というものはずっと変化し続けております。目に見えるところで言えば宮城県の有識者会議の設置、さらには 1 月末に県知事が南三陸町に訪れて県有化の提案をすると。その間には議会の構成の改選もありました。さらに状況が変われば、人の心というのも変わるものです。時間とともにご遺族であるとか、もしくは南三陸の町民であるとかが防災対策庁舎に対する思いというものも変化し続けます。これは人の心ですから移ろいいくことは仕方がないことだろうと思います。最初は見たくないとおっしゃっておられた方も、いや残したほうがいいのではないかという方もいます。逆の方もいます。変わらずにずっと解体すべきだという方もいます。いや、保存すべきじゃないかという方もいます。いろんな方がいらっしゃいます。その心は常に変わり続けています。

であるならば、最も大切なことは何を残すのか、どこを残すのかということを議論することではなくて、そこを残すことで南三陸の町民はあの震災をどのように捉えて、それを世界にど

う発信していくのかという選択を数多くの町民が参加して、町民全体の選択とするということ
が一番大切なではないかと思います。

繰り返し言いますけれども、どこを残すのかが重要なのではなくて、我々は一体後世に何を
伝えたいのかということがまず最初に議論されるべきで、そのためにはどういったものを残す
方法があるのか、もしくはそれにどのような費用がかかるのか、どのような人員がかかるのか
ということを順を追って考えていくということが大事。その一番根幹の我々は一体後世に何を
伝えたいのか、どのようなメッセージを発するために震災遺構について考えなければいけない
のかという一番大切な視点が抜けていたのではないかというのが私の見解であり、この請願
を提出した請願者皆さんのお意であると解釈しております。これが1点目です。

2点目、議論をするのに、その時間をつくるのに県への委譲がなぜ必要なのかということです。これは1点目の内容よりもさらにスマートで、町では財政的な負担を負えないと。防災対
策庁舎を維持管理していく財源はないんだということは以前から町長始めいろんな方が言われ
ていることです。その財政的な負担を県が負担しようという提案です。さらには最も大切なこ
とは、防災対策庁舎を今後どうするのかという決定権を南三陸町に残したまま維持管理を県が
するという提案ですので、非常に大切なことだろうと思います。南三陸町の防災対策庁舎をど
うするのかということを県に委ねましょうという提案ではありません。あくまで決定権は我々
にあります。そのために議論を尽くしましょうと。そのために時間が必要なのであればお手伝
いをしますよという県の提案ですので、それを受けることに何の差しきりがあるのだろうと
いう思いです。

また、防災対策庁舎、今鉄骨の姿がそのままでたたずんでおりますけれども、一度壊してしま
ったら元に戻ることはできません。議論を続けようというのであれば解体を凍結するという
選択が妥当なのかと思います。それが2点目の理由です。

さらに、請願の趣旨をいろいろ誤解されたり、正しく伝わっていないことがあるよう
に感じますので、この場で3点ほどつけ加えさせていただきたいと思うんですけれども、こ
れは請願の趣旨、提出理由の説明について切り離すことができないと思いますので、ご清聴い
ただきたいと思いますが、まずこの請願の内容を最初のほうから繰り返しておりますけれど
も、解体すべきなのか保存すべきなのかここで決めましょうという提案ではありません。話し
合いましょうという請願です。ですので、保存の場合どうするんだ、財源はどうするんだ、誰
が管理してどのように見せていくんだということについては、現段階で話し合うことではない
のではないかなと思っております。それを十分に議論するためには時間が必要だという主張で

す。

2点目として、これをこの議会に請願として提出させていただきましたけれども、一方で町長にも請願として同様の内容を提出させていただいております。議会でこれを、今は特別委員会ですけれども、審議するということに法的な問題は何らないと考えております。同一会期内ではありませんので、一事不再議の原則は守っていると考えておりますし、問題を取り巻く状況、環境というものは2年9カ月の間、請願を提出した時点では2年4カ月ですけれども、その間に変化しており、一度特別委員会の中で採択された判断を変えるということに何ら支障はないものと考えております。これが2点目。

3点目は、これをぜひ皆さんにお伝えしたいと思うんですけども、解体を望むご遺族、町民の方は少なからずいらっしゃるということは重々承知しております。軽々しくそのお気持ちはわかるとか、おべんちやらをいう気はないんですけども、そのご遺族の皆さんの気持ちを無視したいというようなわけでもありません。議論した結果、やはり解体しましょうという結論だってあり得ると思うんです。ただ、その結論を出すに至るまでさまざまな方がこの議論に参加して、議論することで町民全体の選択としていくんだという意思を醸成していく意義は非常に大きいものと考えています。

もう一方で、この問題を取り沙汰されるたびに防災対策庁舎で無念のうちに命をなくされた方のご遺族にテレビカメラが向けられます。マイクが向けられます。その状況はもうやめてもいいんじゃないでしょうか。一番つらい気持ちを持っているご遺族の方に4年たってまた負担を強いようというのでしょうか。そうではないと思います。ご遺族だけに背負わせるのではなく、町民全体の問題として、そのご遺族の皆さんのがその肩に背負っている荷物をみんなで力を出し合って、分け合って議論することでみんなで持とうではありませんかという請願あります。

ですので、最後に申し上げておきたいのは、解体を望む方、解体すべきだというご意見の方々と闘ったり、その方々をやり込めたいということをしたいわけではありません。ただし、議論そのものをしないで済ませてしまおうとか、そういう勢力には断固戦うつもりがあります。そのことを申し上げて説明とさせていただきます。

○委員長（山内孝樹君） 次に、小野寺久幸委員、お願いします。

○小野寺久幸委員 今の説明に特に余りつけ加えることはありませんけれども、やはり今の状況、まだ復興、復旧が完全ではないにしても、復旧が終わってこれから復興だという状況の中で、本当にここにありますように町民の心が庁舎と向き合えるような気持ちになるまでは相当

な時間が必要だと思います。ですので、私もこの請願に対して、みんな一緒に考えていくべきだと思いますので、紹介議員として名を連ねました。よろしくお願ひします。

○委員長（山内孝樹君） 次に、佐藤正明委員、お願ひします。佐藤正明委員。

○佐藤正明委員 私も前者同様の意見でございます。もう少し時間をかけて議論を進めていただきたいなという感じで名前を連ねさせていただきました。以上です。

○委員長（山内孝樹君） 次に、村岡賢一委員、お願ひします。

○村岡賢一委員 村岡です。私も前者と同じように、やはり時間の流れとともに大きく当時の状況、変化しているということもありますし、やはり防災庁舎で亡くなった方々のご遺族の中には、本当にみんな両方に分かれた意見がございますので、やはりそのところを考えますと、もう少し時間をとって議論をすべきだと思います。私は、あの防災庁舎で亡くなった方が何を望んでおられるのかということを常に考えております。それはやはり人の命の大切さということだと思います。二度とあのような忌まわしい事故が起きないように、人の言葉というものはあって間違いを犯すものですが、あそこにたたずむ防災庁舎はうそは申しません。あの防災庁舎が議論の場になって、長く尊い命が守られるように、皆さんが大いに議論することこそが私は大きな意味を持つものだと思い、この請願で申し上げていますように、議論をもっともっとするべきだという意見に賛同いたしました、紹介議員とさせていただきました。よろしくお願ひします。

○委員長（山内孝樹君） 請願に関する説明が終了しましたので、これより紹介議員に対する質疑に入ります。

これまでの説明に対し、伺いことがあれば、伺ってください。ございませんか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これで……。西條栄福委員。

○西條栄福委員 今、4名の紹介議員の方々から請願者の願意に対しまして議会の間に入り、紹介議員になったという説明があったわけでありまして、若干、紹介議員の方々から伺いたいことがありますので、質問をさせていただきたいと思います。

私は、さきの議会で特別委員会の委員長をしておりまして、その際、先ほど来出ておりますように、表決から採択へと導いた1人であります。そういった観点からお話をさせていただきます。

請願3の1、さきの議会で解体としまして、その後県知事からの申し入れにて、町内で十分な議論をすべきであると。それを受け入れるというのが願意であります。しかしながら、先ほど申し上げましたように、町内の代表である議会、そして町長が決めたことに対しまして、こ

の請願は端的に言えば保存すべきではないかという受け方もできるわけですが、その辺の考えを伺いたいと思います。

それから、もう一つ、この請願を審査するに当たりまして、議会は一般的に願意の妥当性、実現の可能性、そして町村の権限か、議会の権限事項かということが判断の基準とされていることはご案内のとおりであります。一度議会が決定し、町長が解体を表明した経過の中で、紹介議員の方々は議会の権限事項、いわゆるさきの議会の議決についてどのような解釈をお持ちなのか伺いたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 答弁するというのは初めての経験ですので、どこまでお答えできるかわかりませんけれども、2点目の願意が妥当であるか、実現の可能性があるかと。町村の権限、もしくは議会の権限事項に属するのかということは、請願の満たさなければいけない要素であるとは理解しております。願意が妥当であるか、実現の可能性があるかということは論ずるまでもないのかなと思っておりますけれども、願意が妥当であるのかということと、議会の権限なのかということは説明を加えさせていただかなければいけないのかなと思います。

先ほどの私の説明でも申し上げましたけれども、最も大切なことは県がこのことを、防災対策庁舎のことに対して積極的にかかわりを持っているということで、町内外を取り巻く状況が大きく変化しているのではないかということです。ここに願意の妥当性と議決要件、議会の権限事項に属するかどうかとの正當性を見きわめていただきたいと思います。そこは冷静に判断していただく以外ないのだろうと思いますけれども。

わかりやすく言えば、2年9か月前に県に委譲するとか、県有化という考えはそもそもありませんでした。そういう提案が時間の経過の中で出てきたのであれば、もう一度立ちどまって考えるということに何の違法性もないものと考えます。

1点目の質問のお答えにつながっていくのかと思いますけれども、一度決めたことだからと。もしくは、一度決めたことを大切にしようと、これは議会の大原則でありますので、それを何ら無視したいのではありません。ただ、もう一度考え方を周囲にそろっているのではないかですかと。これは繰り返しになりますが、その1点と、もう一つは一度決めたことだからという思いで、あらゆる可能性にふたをしてしまうということが、本当に町のためになるのかということを今一度冷静にお考えいただきたいと思います。以上で説明を終わります。

○委員長（山内孝樹君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 1点だけ、事実上保存になるのではないかという見方があるようですが

も、見てわかるとおり、読んでわかるとおり、これはすぐに解体しろとか、保存しろとかという問題ではなくて、何回も言っていますけれども、時間をかけて考えましょうということですので、そこは勘違いをしないようにお願いしたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） ほかお二方よろしいですか。お二方の答弁でしたが、西條栄福委員。

○西條栄福委員 なかなかこのような形で同僚議員からお話を伺うということはなかなか経験のないものでございまして、失礼なことを申し上げたかもしれません、今お2人の方々からお話をいただきました。そういった中で、お2人の発言の中には話し合っていきましょうと、いわゆる保存ありきではないよということも聞かされました。私ども議員は請願の審査は議会の権限でありますから、議会の自主的判断ということで今伺わさせていただいたわけであります。私たちは町民の一番身近なところにいるわけであり、パブリックコメント、あるいはアンケートもいいでしょう。しかし、さまざまな情勢の中で各自判断し、決定していくのが私たち議員の仕事であると思います。

そうしたことから伺わせていただいたわけとして、お2人の意見を、あるいは紹介議員4名の方々のお話を参考にさせていただきまして、もしこの後表決、採択という順番になるのであれば、そういうことを参考にさせていただきたいと思います。終わります。

○委員長（山内孝樹君） 答弁よろしいですね。

ほかに。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これで請願3の1の紹介議員に対する質疑を終わります。

ここで参考人に着席いただくため、暫時休憩といたします。

午後2時59分 休憩

午後3時00分 開議

○委員長（山内孝樹君） 会議を開いたします。

本日は、請願3の1を審査するため、請願者であります及川 涉参考人、小野具大参考人、佐藤太一参考人の3名の方々にご出席をいただいております。

ここで、私から3名の参考人の皆さんに一言ご挨拶を申し上げます。

大変お忙しい中にもかかわりもせず、参考人の招致ということで掲出者3方、委員会にご出席いただきましたことを心から御礼申し上げる次第であります。本請願を提出いたしました趣旨、理由などについてこれからご説明をお願い申し上げます。

請願3の1の説明は、初めに請願者の代表の方からいただいた後、ほかの2名の方々からも

補足説明がありましたら発言をお願いいたします。

その後、委員から質疑をいただきますので、参考人の方々につきましては、答えられる範囲で質疑にお答えいただくようお願いいたします。

まず、初めに説明をいただくのとかねて、先ほど指摘されました誤字のある点も加えて説明をしていただければと思います。及川参考人。

○及川 涉参考人 及川と申します。まず、初めに請願書に係る先ほど委員さんからご指摘ありました委譲の「い」の字に関しましておわび申し上げます。文章の中に「いじょう」という言葉が3つほど出でますが、真ん中の段にある移譲という言葉が「移る」という言葉で記載されておりましたけれども、こちらが誤りであったことをこの場をかりておわび申し上げます。申しわけございませんでした。「移る」という字を委員の「委」という言葉に訂正した上で、今回提出させていただきました請願書の趣旨についてご説明いたします。

先ほど紹介議員の皆様からもご説明はあったかと思いますが、今回請願書を出させていただきました趣旨、あるいは経緯についてなんですが、これまで南三陸町の防災対策庁舎に関する保存、あるいは解体に関する是非については、報道、あるいは町内でも動きがあったわけではありますが、ただ十分な議論がなされてきたかということについてはずっと疑問を持っておりました。当然ながら人が亡くなられた場所ということもあり、とてもデリケートな問題でもありますし、なかなか考えるに心が落ちついていないと冷静な考え方、捉え方もできない。あるいは、今後、将来、未来に何を残すか、そういった視点までちゃんと捉えてみんなが考えてこられたかというのは正直自分自身も含め、もっともっと広く考えて将来に対して向き合っていけるのではないかと思っております。

ただ、現状ではこのまま解体ということになると、一度壊れてしまうものは取り返しのつかないということになりますし、一度立ちどまって遺族のみならず、町民、あるいはここを訪れている方々、それぞれが防災対策庁舎について、あるいはその先に何を残して、何を後世に伝えていったらいいかという本来考えるべきところをしっかりと捉えた上で、そのために保存すべきなのか、解体すべきなのかということについて決定を出しても遅くはないのではないかと考えております。

そのためには、一度町の管理、維持の部分を今回県から提案があったとおり、一度委ねるという形で、決定を預けるのではなく、まずは時間を置いて、町全体あるいは遺族も含め議論し合って、正しい答えが決してあるわけではないので、とにかくみんなが思っていることをまずテーブルに出し合って、可能性を模索して、その上で考えたらどうかと思って、今回一度県に

委譲するという形で、みんなでじっくり考えていくべきなと思い、今回の請願を提出するに至りました。以上です。

○委員長（山内孝樹君） 補足説明がございましたら、お二方。よろしいですか。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は3時20分といたします。

午後3時05分 休憩

午後3時20分 開議

○委員長（山内孝樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、阿部 建委員より請願書に当たる訂正の箇所と、及川参考人より申し述べていただきましたように、この件につきましては訂正処理をするということで皆さんよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）よろしいですね。

それでは、続けます。

次に、参考人の説明に対し、質疑がありましたら発言を許します。なお、参考人に念のため申し上げますが、参考人が委員に対して質疑できないことになっておりますので、ご了承願います。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今野です。1点だけ伺いたいんですけれども、議会等には結構請願等が上がってくるわけなんですけれども、今回この請願について何らかの会というんですか、例えば庁舎に対しては防災庁舎の解体を望む遺族会とかそういう会も結成されているようですけれども、今回の請願に関してはそういった何らかの会のようなものは結成されているのか、または意を1つにした方たちというか、個人としての志でしょうけれども、それによって請願をしたのかどうか1点伺いたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 佐藤参考人。

○佐藤太一参考人 佐藤太一です。よろしくお願ひします。

今の質問ですけれども、基本的には会は結成していません。同じ意志を共有できたというか、同じ意見を持った者で集まってやりました。

○委員長（山内孝樹君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今の答弁でわかったんですけども、ちなみにこれを検討する上で、今の時代結構ネット環境が優れています、フェイスブックだツイッターだといろんな形でつながっていると思うんですけども、そういう形でつながっている方たちが、例えば答弁できるんだったら、何人ぐらい、お友達ではないんでしょうけれども、つながってこういった請願に至っ

たかということをお聞かせできれば。これはプライバシーという個人のあれにもなるものですから、答えられればおおよそ幾らぐらいの方たちとこういった意見とかを交換しているということをお答えしていただきたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 及川参考人。

○及川 涉参考人 今回請願を上げた者としては我々3名という形をとらせていただきましたけれども、やはり意志をともにする者、とにかく議論を尽くして結果を出したらいいのではないかという方につきましては、もちろん町内もそうですけれども、町出身の方で遠くに行かれて何らかの形でかかわりたいと思っている方もいらっしゃいますし、たくさん訪れているボランティアとか南三陸にゆかりのある方々も気にかけていることではありますので、具体的な数字と言われるのはなかなか難しいことではありますけれども、やはり関心という意味では皆様気にかけていただいているので、立場上であったり、なかなか名を連ねられないという方もいらっしゃる中で我々3名、まずは皆さんと一緒に議論していければなという形で今回代表して請願を提出させていただきました。以上です。

○委員長（山内孝樹君） よろしいですか。ほかに。及川幸子委員。

○及川幸子委員 及川です。1点ほどお伺いいたします。

この請願書の中で「より多くの町民が納得する結論を生み出すためには時間が必要です」とございます。その中で私も議論することにはやぶさかではございません。共鳴するところがありますけれども、この時間というものがどの程度の時間なのか、近い将来なのか、遠い将来なのか、県では20年と言っておりますけれども、今4年過ぎていますけれども、そうすると残り時間が16年ですかね、そうなってきますけれども、請願書の皆さんを考えている時間というものはどの程度の時間なのかをお聞かせ願います。

○委員長（山内孝樹君） 小野参考人。

○小野具大参考人 小野です。よろしくお願ひします。

今の質問なんですが、時間に関してはこれから、要は請願にもあるとおり、これから町民みんなで話し合っていくという趣旨なので、それは何年かかるかというのはまだ決められることではないと思います。立場上、ちょっと言えない人とか、そういう方もこれまでいらっしゃる方もいたと思うんですが、これを機会にそういう方たちが話し合える場をつくって、それで答えを出していければ年数というのは関係ないと思いますが、それがちょっと答えになります。

○委員長（山内孝樹君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 ただいまのご説明では、あえて期間というものは設けていないと。これから皆

さんで話し合って進めていきたいという趣旨のようですがけれども、それで間違いないでしょうか。

○委員長（山内孝樹君） 小野参考人。

○小野具大参考人 そのとおりでございます。

○委員長（山内孝樹君） ほかに。三浦清人委員。

○三浦清人委員 まず、参考人の皆さんには、きょうは大変ご苦労さまでございます。初めての経験かと思いますし、我々議会も南三陸町議会が発足して以来、請願者の方においでをいただいて、参考人として質問させていただくのも初めての経験でありますし、この請願書を特別委員会に付託をしたということは、これは採択すべきかどうかということをよく調査、審査して採択しようということで特別委員会に付託をしたということであります。まだこれから私が参考人の皆さんに質問をするわけですが、いろんな角度で審査をしなければならないのではないかなという思いで質問させていただきます。

都合が悪いときは、どうぞ都合が悪いので答弁できないと言って構いませんから、それは拒否権ではないんですが、そういったことで証人ということではなくて、参考人ということありますので、どうぞ余り緊張なさらずに気楽にどうぞ聞いていただければと思います。

先ほど、紹介議員から、それから参考人の方から、これは時間をかけてよく議論すると。そのために一応県有化するべきであるということの趣旨の内容のようです。最終決定権は町にあるんだと、どうするかというのはね。それまでに委譲を、要するに県有化にすべきだという請願かと思うんですけども、県有化という文字はわかるんです。県の保有物といいますか、そうしますと、譲り委ねる委譲、その所有権というのはそうしますと、あくまでも南三陸町に置いたまま県有化という解釈なのか、その辺なんです。貸すのか売るのかはまだわからないんですけども。

それから、前回2年9か月前には3つの陳情書が出ました。解体、保存、皆さん方のように時間をかけるべきではないかということです。県有化ということになると、解釈の仕方がさまざまあると思うんですが、所有権を例えれば県に委ねるということになった場合に、土地つきの委譲なのか、鉄骨だけの委譲なのか、その辺はどのようにまず考えているのかなと。

2年9か月前には解体、保存、いろいろ陳情が出た。あれは鉄骨だけなんですよ、解体か保存かで。今回、皆さん方が考えられている県有化については土地も委ねるのか、鉄骨だけを委ねるのか、まずもってその辺からお聞かせいただきたい。

○委員長（山内孝樹君） 佐藤参考人。

○佐藤太一参考人 そこの部分は手法の部分になると思います。趣旨としては議論をしたいというのがメインにあるので、それにあったスタイルをできれば皆さんで判断いただければ、そこはちょっと専門的知識はないので、手法は町と県で話し合って決められたらいかなとは思っています。多分、考えとしては土地というよりも鉄骨のほうがメインになると思うんですけれども、答えになっていりますでしょうか。

○委員長（山内孝樹君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 わかりました。鉄骨があることによってその土地が使われないということになるんで、できれば土地絡みというほうがいいのかなと思うんですね。そうしますと、本来所有権がどのようになるのかということですね。手法と手段があるんでしょうけれども、その辺皆さん方どのようにお考えか。ただ県有化しろ、そのうちに結論出るだろう、議論をしましょうという内容だと思うんだけども、ただそれはわかるんです、請願の趣旨内容はわかるんですが、やはり行政に携わる者として、これをどうなのかと審査する上で、その辺のところをやはりきっちと私どもは把握していないと、ただ採択だ、不採択だというわけにもなかなかいかない立場上なんですよ。その辺、やはり住民の方もきっちとその辺のこととも聞きたいなという意見が私のほうにもありますので、なかなか難しくなるのかなと、答弁もね、その辺どうですか、答えられますかね。

○委員長（山内孝樹君） 佐藤参考人。

○佐藤太一参考人 ご相談ですね。どれが一番ベストなのかはちょっと形の部分はわからないです。恐らく鉄骨の部分になれば土地ももちろんおっしゃるとおりかかわってくる話ですし、すぐにそこを移してしまうと、また要はこの請願の趣旨として、正反対の意見というのはすぐ解体というのが正反対の意見になると思うんですけども、それだと要は壊してしまうと復元しては意味がないので、現状のままでいかに議論していくかというのが趣旨です。その議論に必要であれば、県有化の契約はそれに沿った契約になってくる、してもらう必要があると思います。ただ、正直その契約に関しては、我々は申しわけないですけれども、細かいところはわからないです。ただ、むしろ議員さんたちの中でそれは決めてもらっても構わないというか、もらいたいな、議員さんというか町としてね。そういうことです。済みません。

○委員長（山内孝樹君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 大変済みませんね、難しい質問でね。おっしゃるとおり町がやるべきことなんです。まずもってその辺をご理解していただきながら進めていきたいと思います。

一度、及川参考人さんが2年9カ月前に出された、メンバーはちょっと私も今記憶にないん

ですけれども、そのときにこの請願書にもうたってありますように、議会で早期解体を求める陳情が採択されたと理解をしておったわけです。これまでの期間があつて、今回さらにまた請願書という形で提出されたわけですが、その際にどのような皆さんでご相談をして、この時期に請願書というものを提出される決断をされたのか。紹介議員4名おりますね、この4名に絞った理由というのはどういうことなんでしょう。勝手でしょうと言われればそれまでなんです。いいんです、勝手だということで。4名の紹介議員、いつ皆さんで話し合いをしてこの請願書を提出されることになったのか、まずその辺のところお願いします。

○委員長（山内孝樹君） 及川参考人。

○及川 参考人 私自身2年9か月前に、一度結果を保留して考えませんかということで議会の皆様にお諮りいただいたかと思いますけれども、その後もなかなか公に出ることはありませんでしたけれども、町の若い人を中心にどう思っているのかとか、どうすれば私たち自身、あるいは今後将来を担っていく子供たちとか、ほかの町の何か教訓になればとか、そういう趣旨を考えながら少人数とかではあるでしょうけれども、日々話し合いというか、持ってきた経緯もございまして、ただなかなか私自身ももちろん感じておりますけれども、デリケートな問題でもありますので、町民の方々、あるいは遺族の方々一堂に会して話し合いを持ちましょうということが実現は至らずに昨今時間の経過があったんですけども、県でも第3者的に震災遺構というものの価値を防災庁舎に限らず、県内で見られてからやはりもう一度専門的な方々ももちろんですが、我々町民にかかわることなので、もう一度じっくり話し合ってみるべきではないかという機運は高まったといいますか、そういう経緯もありまして、昨年末とか何かしらのアクションということで、もう一度議会や町にお諮りできないかなということで、いろいろこここの3人を初め、町の有志の方々にも相談しながら動いてきた経緯があります。

紹介議員の皆さんに関しましては、こちらで誰がということは正直なくて、話の中で名指して大丈夫なのかちょっとあれですけれども、後藤議員が防災教育に関して公約でもおっしゃっていたように、ずっと町の人とも意見交換されていくくらいなので、相談したところ趣旨に賛同していただいたので、後藤議員の協力もいただきながら今回紹介議員さんの方々も名を連ねていただいて提出したという経緯がございます。以上です。

○委員長（山内孝樹君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 ありがとうございます。今質問した内容は大体わかりました。

それから、及川参考人にちょっとお聞きしたいことがあるんですが、神割崎のキャンプのレストランの料理長というんですか、何というんですか、わかりませんが、この観光協会でプロ

ポーザル方式で町が観光協会にキャンプ場についてはレストランを含めて委託、指定管理をすることを今決定をなさったんですが、その及川参考人に料理長をお願いしたいというお話は観光協会からいつごろ出たのかなと。関係ないからということになればそれまでですが、私は関係があると思って質問しています。

○委員長（山内孝樹君） 三浦清人委員、この質問のみにしていただきたいんですけれども、請願の質問に絞っていただきたいんですけれども。

○三浦清人委員 といいますのは、例えば我々は今日まで至る経緯も一応聞いておかなければならないということで今質問しているんです。といいますのは、調理人にお願いしたときに、請願書の提出の話があったかどうかということを確認したいんですよ。どなたからか、調理人しますよ、どうですかと。そのときに請願書の話が出なかつたかどうかということを確認ですけれども、なければないでいいんです。

○委員長（山内孝樹君） 及川参考人。

○及川 涉参考人 今の質問なんですが、全く関係ありません。何もないです。

○委員長（山内孝樹君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 あっては大変なんですね。これは私、最後になるんですが、請願書、先ほど紹介議員のどなたかが話されましたけれども、町長にも出されていると。同じものを議会にも提出したことなんですが、私どもが議論ができるものは限られているんですね、請願書の中身も含めて。この請願書を私も何度も読み返しました。そうしますと、これは町長に出す請願書で、議会に出す請願書ではないなという感じがしたんです。

といいますのは、議会は皆さんご存じのとおり議決権がありますけれども、執行権はありません。といいますのは、この防災庁舎を県有化するかどうかという最終決定は町長なんですね。それは存じ上げているかと思うんです。議会はそれを県有化をするかしないかという決定はできないんです。わかりますよね。でありますので、この文章も請願書として我々審議ができることなんですよ。意味わかりますかね。

例えば、陳情書なり請願書なりで議会として推進方をお願いするとか、あるいは町長に対して推し進める意見書を出してくれとかいうようなものであれば、我々議会でも議論はできるんですが、これは最終的には防災対策庁舎の宮城県への委譲を求めますということ、求めますというのは町長に対する請願。我々が求められても、決定権がありませんので、そこなんです。だから、1行ここにつけ加えれば我々は議論できるんですよ。このままこの請願書を議論するということは、執行権への介入になるんです。執行権への介入、わかります。町長がやること

を我々はやるやらないを議論できないということ。できるのは町長しかないんですよ。そこなんですね。

とにかく、これは議員の皆さんが請願書として議論してもいいよということになればまた別なんですが、それは多数決ではなく、全会一致が原則になっているんです、全会一致。議員の皆さん方にも申し上げますが、例えば昨今執行部から専決処分の依頼がありました。それを議会でもって金額、あるいはいろんな範囲で議会に議決を求めなくともいいようにしてくれないかという要請がありましてね、全員協議会を何度も開きました。全員がいいということになればいいんですが、これも全会一致でなくてはならないことになっているんですね。それは一人二人の反対者がいましたので、それはなかったことになったんですが、それと同じように私のようにこの中身について異議を唱えるといいますか、なった場合は、これはなかなか請願書の中身として議論は私はできない。可否ある採決は無効ということになるんです。

したがって、これ以上、いろんな質問をさせてもらいましたけれども、委員長、これ以上我々議会として請願の中身をいいとか悪いとかいうことは決定はできないと私は思うんです。

その辺委員長としての取り計らいをお願いします。

○委員長（山内孝樹君） 後藤清喜委員。

○後藤清喜委員 ただいま、14番委員からこの請願は無効ではないかと。私はこの請願は有効だと思います。ただ、委員長としての先ほどの14番委員が委員長の見解を聞いていますから、まず局長にお尋ねになって、申し述べていただきたいです。

○委員長（山内孝樹君） 暫時休憩いたします。

午後3時45分 休憩

午後3時46分 開議

○委員長（山内孝樹君） 休憩間ですが、阿部 建委員が退席をしておりますが、ただいま局長にこの件につきまして、議長会等のほうに再度確認をさせていただきまして、皆さんにお示しをさせていただきます。

若干の時間で済むかと思いますが、休憩ということで、再開はお待ちいただきたいと思います。よろしいですね。

午後3時48分 休憩

午後3時55分 開議

○委員長（山内孝樹君） 再開いたします。

お諮りいたします。まもなく4時を報ぜんとしております。議事の関係上、時間延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山内孝樹君） ご異議なしと認めます。よって、時間延長することいたします。

局長から三浦清人委員の質問に当たりまして、確認をさせましたので報告を兼ねて、説明をさせます。

○事務局長（佐藤孝志君） 私から先ほどの件につきましてご説明したいと思います。

今、県の議長会と連絡をとったわけですが、特に執行権を損害するような形での決定にはならないということです。議会においては審議機関ということで内容の要件をある程度妥当性を図りながら決定するわけですが、必ずしも執行権側は議会の決定に基づいて行わなければならぬということはございません。ただし、町長等につきましては、議会の部分を尊重しまして、議会の意思と違う分に関しては社会的、道義的な責任を負うということになっております。以上です。

○委員長（山内孝樹君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 議事進行上でちょっと質問します。

今の局長のお話ですと、執行権の介入にはならないと。ならないという内容はファックスを流したわけですね、この請願書の内容を議長会にファックスを流したんですか、それから読み上げたんですか、ただ、どういうやり方。回答もファックスでほしいんですよ。私どもに見せていただきたい。

局長が言っているように、特別委員会、あるいは請願、あるいは陳情を議会で採択したから町長は必ずしもそれをやらなくてもいいということはわかっているんですが、ただ私の考えは、これはあくまでも執行権の介入にもしならなくても、議会として特別委員会として、この請願書の内容を審議することはできるのかということなんです。

ここにもう一行、推進方をお願いするとか、あるいは何かの決定権のない議会に出す請願書としてはどうなのかなということで今質問させてもらっているんです。意味わかりますかね、そこなんです。

○委員長（山内孝樹君） 三浦清人委員、今の質問ですが、局長に後でファックスで送達してもらうということでおろしいですか。

ほかに。（「なし」の声あり）以上で、参考人に対する質疑を終了いたします。

ここで私から改めまして、参考人3方に御礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

本当にお忙しい中を貴重な時間を頂戴いたしまして、提出者のお三方、参考人の招致に了諾をしていただきまして、いろいろと質問に対する答弁をいただきました。審査に当たりましては全く参考になるものばかりであったと受けとめております。改めまして、心から深く感謝と御礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

ここで、参考人には退席していただきます。

本日予定しておりました紹介議員及び参考人による説明等が全て終了いたしました。

改めまして請願3の1に対し、各委員からご意見があればお伺いいたします。（「なし」の声あり）

お諮りいたします。ご意見がないようなので、これより請願3の1に対する討論、採決をしていきたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山内孝樹君） ご異議なしと認めます。よって、これより討論、採決を行います。

これより討論に入ります。後藤伸太郎委員。失礼しました。

まず、本請願に対し反対討論の発言を許します。三浦清人委員。

○三浦清人委員 まず、初めに確認しておきたいんですが、議事進行上、請願議員が討論できるんだろうか、その辺ちょっと。初めてのことなんですから、そこをきちっとやった上で進めていただきたいということ。（「失礼しました」の声あり）

それでは、まず反対の立場から申し上げます。

本請願は、防災対策庁舎を宮城県への委譲を求める請願という内容であります。これまで私も参考人に質問いたしておりましたし、あるいは請願書の内容等につきましても私なりに納得のいかない面がありました。休憩をして県の議長会に問い合わせをして違法ではない、執行権の介入ではないというお話をありがとうございましたが、私はこの請願書の内容そのものが、文面ですよ、文面そのものが果たして特別委員会で議論すべきものなのかなというのがまずありました。それが第1点。

それから、第2点、2年9か月前に陳情を出されておりました。早期解体を望む遺族の方々、涙ながらに訴えをしてきました。そういった中で特別委員会では賛成、反対票が割れましたけれども、その遺族の心情というものを重く受けとめまして、解体に賛成したわけであります。

したがって、私は議会人として意見はいろいろあると思うんです。環境の変化とか、あるいは

は独立の原則とかさまざまな理由があるようですがけれども、私は前に解体を採択した議員の方々については、環境の変化というものには当てはまらないと思っております。県有化という知事の申し入れというものは、あくまでも権限のある町長に対しての申し入れであって、議会には何ら申し入れがあったわけではありません。したがって、環境の変化には私は該当しないだろうという思いでありますと、本請願には反対するものであります。

○委員長（山内孝樹君） 三浦清人委員の議事進行の質問にお答えしますが、前もって紹介議員が討論するのは違法ではないと確認しております。できます。

次に、本請願に対し賛成討論の発言を許します。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 賛成の立場から討論させていただくわけですが、討論というのはあくまでほかのまだ賛否を決定されていない委員の方々に向けて、私の場合であれば賛成の立場に立ってほしいということを訴えるための機会なのかなと思っておりますので、発言の機会をいただきましたことに感謝申し上げます。

なるべく冷静にお話しさせていただきたいと思っておりますので、少し長くなるかもしれません、お聞きいただきたいと思います。

まず、請願の趣旨として第1に思っていることが、保存なのか解体なのか時間をかけて考えるべきでしょうというのが一貫した主張であります。今まででは感情の起伏であるとか、亡くなられた方を思い出す、いろいろな苦痛を伴うこの作業に向き合うまでには至らなかつた町民が数多くいらっしゃったのではないかと思います。今までできなかつた議論が4年以上たつた今からならできるのではないかと思います。

これも重ねてのお願いになりますが、どこを残すのかということを決めるために会議を開いていくのではなくて、後世に何を伝えるべきなのか、何を伝えたいのか、南三陸町民としてどういうメッセージを後世に発信していこうと思っているのかということを、落としどころを見つけるために議論をすべきではないのかなと。それを町民みんなで考えましょうというのが請願の趣旨であります。そのためには現物を一定期間維持管理するという県の提案を受け入れるべきではないかということです。

この財政負担も我々も県民の1人ですから一定程度あるわけですけれども、町単独で維持管理するよりも軽く済むものでありますし、最後は町民が決定するんだという意思表明にも改めてなるのではないかと思います。

もう一点は、2年9か月前と明らかに状況が変わってきていると思います。もう一つは解体を望むというご意見を無視した請願ではないのだということを冷静に判断していただきたいと

思います。1つ意見としてつけ加えさせていただきたいのは、考えとして申し述べさせていただきたいのは、早期解体を望む方が早期解体以外のご意見を受け入れなれないのはなぜなのかということをぜひ考えていただきたいんです。それはどこを残すのかということが議題になっているから早期解体以外を受け入れられないのだろうと思います。何をどう後世に伝えたいのかということを議論していく土壤がつくられれば、自分の意見を曲げずに主張した上で全員が納得できるような議論が展開されていくのではないかと思います。

もう一点は、6月4日の委員会が始まるまでは、この場で申し上げることではないのかなと思っていたんですけども、意見が分かれるこのような難題に直面したときにこそ、我々議会議員の本質が問われるのだろうと思います。先ほど請願者3人が、いずれも30代の若者がこの場で臆することなく自分の意見を申し述べていただきました。あの彼らの真っ直ぐな目を我々議会人がどう受けとめるのかということにかかっているんだろうと思います。

ご遺族が4年間背負ってきたものを町民みんなで持つときがきたのではないでしょかということでも言わせていただきたい。報道各社も報道の在り方も、我々町民もご遺族の思いがやはり第一だと言い過ぎていたのではないでしょか。ご遺族の中にもどちらの意見もあります。誰も言わないのでこの場で言わせていただきたいんですけども、防災対策庁舎はもうご遺族だけのものではないでしょか。

議論をすべきという請願ですので、ここがゴールでもなければ、これが採択されたからといって、それがゴールでもなければ結末でもありません。皆で悩み続けましょうというある種一番残酷な選択だと思います。ですが、この町の未来を考えたときに避けて通るべき問題ではありません。

結果が欲しいわけではありません。請願を採択すべきという表決が欲しいのではありません。そこに至るまでの議論こそが欲しいと思って、請願を提出してから4ヶ月ずっと我慢してまいりました。その思いをぜひ少しでも感じ取っていただければと思います。

波風を立てるだけの請願ではないかと、今後ろの傍聴席にたくさんの方がいらっしゃいますが、その方々に迷惑をかけているだけなのではないかとずっと自問自答もいたしましたが、私はこの請願を受け入れて、防災対策庁舎は県有化して、その間町民みんなで議論を尽くすべきだと思います。どうかご賛同賜りたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 次に、反対討論の発言を許します。ございませんか。（「なし」の声あり）なければ、賛成討論の発言を許します。菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 菅原辰雄は賛成の立場から討論をいたします。

これまで、いろんな議論がタブー視されてまいりました。しかし、本請願書はこれを採択したからイコール残すということではなくて、議論の場を持つということあります。今、賛成討論した後藤議員の涙、私も共有しております。反対討論にもありました。以前の議会で決定したからということありますけれども、2年9か月たって環境は大きく変わっております。いつまでもそれに縛られることなく、さらには議会構成も変わっております。それらを鑑みて私は本案に賛成するものであります。皆様方、よろしくご賛同お願いいたします。

○委員長（山内孝樹君） ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、請願3の1を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本請願を採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（山内孝樹君） 起立多数であります。よって、請願3の1は採択すべきものと決定されました。三浦清人委員。

○三浦清人委員 委員長、少数意見の留保を求めます。

○委員長（山内孝樹君） 三浦清人委員より少数意見の留保という意見がございましたが、これに対する賛成者の委員は。ございませんか。（「議事進行」の声あり） 菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 委員長、誰か賛同者を待っているんですか。これは流れでございますので、こういうことはちょっと不公平だと思うのですが、いかがですか。

○委員長（山内孝樹君） 待たせているわけではありません。

以上、付託されました請願3の1、防災対策庁舎の宮城県への委譲を求める請願書は採択すべきものと決しました。

本特別委員会での審査結果につきましては、委員長報告を作成し、議長に対し報告することといたします。

これをもって、東日本大震災対策特別委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内孝樹君） ご異議なしと認めます。以上をもちまして東日本大震災対策特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時15分 閉会